

宮崎女子短期大学紀要 第26号 43～56頁

近世日向漂着唐船情報の伝達・管理システム

黒木國泰

The System for the Communication and Management of Information Relating to Chinese Ships Drifting Asore on the Chast of Hyuga in the Edo Era

Kuniyasu KUROKI

はじめに

近世環シナ海の地域システムを考察する手がかりを、漂流・漂着船関係史料に求める研究が、近年活況を呈してきた⁽¹⁾。その成果は、史料の集積の面で、量的にも質的にもめざましい進展を遂げている⁽²⁾。とはいものの、基本的な事実認識において、見解の相違が残されたまま、それらがぶつかり合うことなく、漂着事例の集積に先ずは努力するという初歩的な研究状況に止まっているといえる。なかでもっとも重要な論点の一つは、鎖国についての事実理解に関してである。

鎖国体制について、環シナ海の論理の中でみたときに、その文字面のもつ意味と異なって、むしろ緩やかな中国の海禁と同様のイメージをもって理解すべきであり、「鎖国」なる用語は妥当でない、とする議論が一般的になっているようにおもわれる⁽³⁾。なるほど中国－琉球－朝鮮－薩摩藩に関しては、そのように理解すべき側面がある。しかしながら、日本の幕藩体制が、全般的にルースな「外交」政治システムを許すものであったと言いうるかについては、いささか検証を要すると考える。たとえば近世日本に漂流・漂着した唐船の情報を、幕藩体制の論理では、どのように取り扱うべきであったのかを明らかにすることによって、「鎖国」の実像に迫っていくのではなかろうか。さしあたり小稿では、東九州とくに日向に漂着した唐船に関する情報を幕府がどのように管理したかを、藩サイドに残された史料に基づいて考察したい。

これまで明らかにされた高鍋藩ほかの日向各藩への漂流・漂着唐船対処事例によって、漂着唐船情報等について概要をまとめてみると、次のようにある。

唐船が漂着した藩は、①直ちに唐船漂着の情報を長崎・江戸にお届けし、②長崎奉行の指図を待つて、長崎に回送しなければならなかった。のみならず③隣接する各藩へのお知らせ（隣藩為知）もしなければならなかった。さらには④長崎回送途次の通過各藩への国送りの曳船・番船の依頼等も必要であった。したがって相応の長崎回送のための準備期間が必要となったわけである。回送ルートについては、⑤豊後水道一下関経由で長崎に曳航するように命じられていた。わざわざ遠回りの左周りルートが原則とされていたのである⁽⁴⁾。

また、⑥日頃から異国船の来航・漂着に対して、沿岸の警備を求められており、遠見番所での監

視、異国船漂着等の緊急事態に対する対処マニュアルを作成して周知せしめていた。⑦平常時においても、漂着唐船を曳航するための藩船と水手を確保しておかねばならなかつた。⑧曳航には藩船だけでは不足するので、商船・漁船などをチャーターする費用、長崎までの水薪食料等の経費がかさむことになった。しかもそれら雑費は、当初の定めと異なり、破船の場合は、17世紀80年代にはすでにご馳走として、漂着地藩の負担となつてゐた(5)。さらに、漂着地藩のみならず、⑨隣藩もまた唐船漂着情報を幕府・長崎奉行にお届けする義務を負つてゐた。その際、漂着地藩からの長崎奉行へのお届けが隣藩よりも遅れることが問題になつてゐた(6)。

小稿では、先ず元禄2年(1689)7月16日に、広東高州船が高鍋藩領平田浜に漂着したときの事例を手がかりに、隣藩お知らせ等の漂着唐船情報の伝達とその管理システムを考察したい。というのは、めずらしく漂着地の高鍋藩だけでなく南隣の佐土原島津藩が関連の藩序記録を残しているためである(7)。次に、老中へのお届けの控えを検討し、そこにみえる幕藩体制の論理を明らかにしたい。

1. 元禄2年高鍋藩平田浜漂着唐船情報をめぐって

元禄2年高鍋藩領の今日の川南町の平田浜に漂着し難破した唐船について、「拾遺本藩実録」に記録が見える(8)。

元禄2年7月17日の条に、

昨十六日平田浜壱丁程沖へ唐船漂着破船、死人十五人、陸へ上り候者六十三人、為支配手塚刑部左衛門・隈江五郎左衛門・黒水義(儀)太夫、番人梶仁之平・沢辺団右衛門・泥谷貞右衛門・篠原浅右衛門・森八内・馬渡新助・香月卯右衛門、唐船船頭彩士と申もの為筆談海桃被遣○同夜小坂六郎左衛門も差越○漂着之義付、佐土原より御使者來ル

とあり、さらに7月19日に

坂田喜左(右)衛門、長崎へ被遣○^{あがた}県・飫肥・清武より飛脚來ル
という。

唐船が漂着した翌日17日に、隣藩の佐土原藩島津氏からの使者が到着した。さらに19日には、延岡藩と飫肥・清武の共に伊東氏飫肥藩からの飛脚が来ている。いったい何故であろうか。それは高鍋藩からの情報を求めてのことであり、のちに引用する佐土原藩史料に見えるとおり、隣藩にも長崎への報告が義務づけられていたからである。

高鍋藩は19日に長崎〔と江戸〕へお届けをしているという。(ただし後に見る佐土原への書簡では、18日にはすでに出発しているようである)

この17日の佐土原藩からの使者について、佐土原藩サイドの史料を見ると(宮崎県立図書館『宮崎県史料第6巻佐土原藩島津家日記(2)』)，元禄2年7月17日に、

一高鍋領平田沖ニ而、唐船致破損候通風説有之付、為聞合町奉行ヨリ町人兩人高鍋江差越
とあり、漂着の翌日の17日に、唐船難破の風聞があつたので、町奉行が町人二人を情報収集のため、高鍋に派遣していることが記されている。さらに同日に、

一右同断付、秋月長門守〔種政〕様江為御見廻御状、并御使者向井伝大夫被仰付、今晚差越、但先刻為聞合參候町人、道ニ而參合相尋、弥実正ニ而有之候得者、可差越由、被仰付之御状

之写

猶以異国船於漂着者，委曲御返事被仰聞可被下候，以上

一筆致啓上候，然者御領内之海辺江，異国船致漂着候様，只今伝承候，必定ニ而御座候ハ、可為御心遣と致推察候，御見舞旁不取敢如斯御座候，委曲使者口上申含候，恐惶謹言

七月十七日 御名判

秋月長門守様人々御中

とあり，先刻派遣の町人からの情報で，唐船漂着の風聞が事実であると判明したので，17日の夕刻には，佐土原藩からの公式の使者が出された。その高鍋藩主宛書簡には，先ずはきっぱりと，異国船漂着の情報は詳細に通知されるべきであると述べている。異国船漂着の伝聞が真実であるならば，その旨を当藩にお知らせくださいるように御心遣いなされるべきであるとし，高鍋藩に対して情報を通知せよとの要求をしている。すなわち，異国船漂着については，漂着地当該藩に対して，隣藩が詳しい情報を取得する権利をもっていたことが読みとれる。以下，司じく佐土原藩島津家日記によつて，8月5日までの高鍋藩とのやりとりを追っていきたい。

18日

一高鍋江唐船破損候儀為聞合，夜前差越候町人罷帰候，唐船商壳船一艘，平田沖ニ而致破損候
通申来候由，町奉行ヨリ月番渋谷宇右衛門江相達之

一高鍋御家老衆ヨリ御家老中迄，異国船破損付飛札到来之

一筆致啓上候，然者一昨十六日當領城下ヨリ式里程上之口，平田と申在所平浜ニ，唐船一艘致漂着候，十五日之夜ヨリ甚風雨，故川洪水ニ而船之越も無之，注進申來儀不叶，昨日已刻漸令承知候，湊無之所波あらく，陸ヨリ一町程沖ニ乗すべ，甚風雨大波，故段々船迄打寄せ致破損，船唐人六拾人余，陸江あかり申候，死人も十人余有之由，積荷船具并死骸浜江段々寄申候，風ニ隨御領内へも自然荷物船具死骸等流寄申儀，可有御座と存候付，御案内申入候，若御領内江寄候者，被仰聞可被下候，為其如斯御座候，恐惶謹言

七月十八日 渋（泥）谷次大夫

山田助之進

渋谷宇右衛門様

樺山主馬様

浅山治右衛門様

翌18日には，高鍋藩の家老から佐土原藩の家老宛の書簡が届いている。15日の夜からの風雨がひどく，小丸川が洪水で渡河できないために，17日午前10時頃になって，ようやく情報を得たという。『拾遺本藩実録』が17日にはじめて昨日の事として漂着船の事を記しているのは，確かにその通りであったのだろう。いずれにせよ，高鍋藩は隣藩にたいして，隠しだしてしないことを説明する必要があったと判断できる。さらには佐土原藩海浜にも積荷物・船具・死骸が流れ寄せることも考えられるので，その折には高鍋に連絡するように求めている。

一右返札之写

貴札致拝見候，然者一昨十六日，御領内平田と申在所之平浜ニ，唐船壳艘致漂着候折節，甚風雨ニ而大浪，故陸ヨリ一丁程沖江乗居，段々浜江打寄及破損，唐人六拾人余陸江あかり，死人も拾人余有之，積荷船具并死骸漸々浜ニ寄行來候，此段洪水ニ付，彼所江之通川

無御座，漸昨日已刻被聞召届候由被仰聞，得其意驚入存候，依之右之荷物船具死骸等，自然當領之浜江漂來候ハ、可申入由，得其意存候，委細之御紙面，式部〔久寿〕少輔江申聞候處，御取込之節，為御案内早々預示候段，入御念儀存候由被申候，御返答旁如斯御座候，恐惶謹言

七月十八日 浅山治右衛門

樺山主馬

渋谷宇右衛門

山田助之進様

渋（泥）谷次太夫

この佐土原藩家老からの返書には、おうむ返しに事實を再確認した後に、藩主島津久寿に伝えたこと。高鍋藩が取り込み中にもかかわらず、漂着唐船情報を早々に届けたことにつき、お礼を述べている。

さらに17日に高鍋に派遣した使者の向井伝大夫が、翌18日付の高鍋藩主・秋月氏から佐土原藩主・島津氏宛の返書を持ち帰っている。下記の通り。

一高鍋江為御使者差越候，向井伝大夫帰着，御報持參，御報之写

追而様子委細承届，重而自是可申入候，以上

御使札致拝見候，如仰一昨十六日，領内城下ヨリ式里上之口，平田と申在所江，唐船一艘漂着申候，然共去十五日之夜ヨリ，甚風雨大風ニ而小丸川洪水，船渡無之，昨十七日巳上刻，右之段平田ヨリ注進申来候，依之江戸長崎江も承懸注進申上候，尤大風大波ニ而唐船致破損，唐人六拾人余陸江上り申候，当分賄等申付召置候，右之趣早々御知せ可申入儀存候得共，御察之通取込及延引候，被入御念為御見廻，早速預御使札，別而忝存候，恐惶謹言

七月十八日 秋月長門守

鳴津式部少輔様御報

ここには、前の家老からの書簡にはない情報が見える。すなわち、江戸・長崎へのお届けをしたこと。さらには、下線部の様に、高鍋藩は、漂着唐船の情報を早々に隣藩の佐土原藩に知らせなければならなかつたのに、取り込みのため延引してしまつたことを詫びている。次に見えるとおり、この高鍋藩主の書簡を受けて、佐土原藩は隣藩であるにもかかわらず、唐船漂着について江戸に飛脚を出している。

一江戸江飛脚草葉左太右衛門・大塚加左衛門今晚發足，是高鍋御領平田沖ニ而異国船破損候儀被仰遣付，船中道中大急參候也

一昨十六日大風洪水之儀，右飛脚同前ニ江戸江被仰遣之

高鍋からの公的情報入手次第、その日の内に飛脚を出している。その際、大風洪水のために、高鍋からの情報入手が遅れたことを、併せて報告している。というのは、佐土原藩自身としても、江戸への報告が遅れたことの言い訳をしなければならなかつたからである。

同じく18日に、佐土原藩は長崎奉行への飛脚を出している。幸いなことに佐土原藩の長崎御用聞・田中太兵衛を通しての長崎奉行への書簡の写しが残されている。

一長崎御奉行宮城主殿〔和澄〕様川口源左衛門〔宗恒〕様江異國船破損付，御飛札被遣之，彼

地御用聞・田中太兵衛江御家老中ヨリ書状被遣之、飛脚宮田市郎兵衛・成合平兵衛發足、右御状写

一筆致啓上候，然者一昨十六日，秋月長門守領平田と申所之平浜江，唐船壹艘致漂着候，折節風雨甚敷御座候而，大浪故彼唐船致破損候，唐人六拾人余陸江上り申候，其外死人も拾人余御座候，積荷物等船具并死骸漸々平田之浜江寄來候様子，可為商船之由伝承候，如何様長門守方ヨリ委曲可被申上候得共，右之段不敢以飛札如斯御座候，恐惶謹言

七月十八日 御名判

宮城主殿様

川口源左衛門様人々御中

高鍋秋月氏から詳しい報告があろうけれど、とりいそぎ飛札により報告することである。その内容は①16日に高鍋藩に唐船が漂着したこと。②風雨甚だしいため唐人60余人が上陸し、死人も10人余あったこと。③積み荷・船具・死骸が平田浜に打ち寄せたこと。④難破唐船は商船であること、の4点である。

この佐土原からのお届けに対して、長崎奉行が7月23日付で返事を出し⁽⁹⁾、5日後の28日に佐土原に届いている。その返書の文中には、①佐土原藩からの7月18日付けの飛札が23日に届いたこと。②漂着唐船・唐人の概要の再確認。(ただし漂着日が欠けている)③高鍋藩からは、前日の22日に御届があったことを記している。

このように長崎奉行と漂着地の藩、及び複数の隣藩との相互の情報交換が、すみやかに行われていたのである。かくして長崎奉行は、隣藩からの情報と漂着地当該藩からの報告の中身とを照らし合わせて、嘘偽りが無いかを判断したものと推察できる。

のみならず、佐土原藩は本宗家の薩摩藩に知らせるだけでなく、さらに南隣の藩の飫肥藩にもお知らせをしている¹⁰⁾。この芋蔓式の「隣藩お知らせ」ネットワークを加えると、高鍋藩に唐船が漂着したとの情報は、長崎奉行と江戸老中のほか、南は佐土原藩・飫肥藩・薩摩藩、北は幕府領富高代官と豊後国日田の西国郡代、延岡藩にまで伝わっているのである。(むすび図1参照)

また、佐土原藩領の海浜に、漂着唐船の浮荷物や唐人の死骸等が流れ着いていないかを郡奉行・御船奉行に命じて探索させている。18日から21日までの4日間かけて3名が海浜沿岸を探索した結果、死骸・積荷物ともに発見されなかったという⁽¹¹⁾。

20日には、秋月藩主から佐土原藩主宛の次の書簡がみえる。

一秋月長門守様ヨリ御飛札到来之，并唐船破損付，積荷物等船主書記差出候由ニ而右（左）之写一通被遣之

御状之写

追而先日者，被入御念為御見舞，早々預御使「者別而忝存候已上：下書本」

一筆致啓上候、弥御堅固珍重存候、然者一昨十八日御返報申入候之通、私領内平田村江漂着唐船大波ニテ致破船、唐人六拾三人陸江上リ、十五人溺死有之由、唐人申候、死骸壱人寄申候、残十四人今朝迄者相見不申候、彼唐人國所・長崎商壳之積荷等之書付、船主差出候間、写懸御目候、船者舳之方四五間程残、余者微塵碎申候、荷物乱船具等段々揚申候、上リ候唐人者、平田村百姓之家明させ入置、無恙罷在「候、右：下書本」之段、江戸長崎江も注進申上候、長崎ヨリ＜之＞御差図次第、諸事可申付「と：下書本」存候、恐惶謹言

七月廿日 秋月長門守

嶋津式部少輔様人々御中

ここでは新たな情報として、人数の確定がある。すなわち唐人63人が上陸し、15人が溺死したという。ただし20日朝現在では、死骸は一体打ち上げられたのみであること。また、唐人の国所・積荷等についての船主が記した書付けの写しを添付していること。三つめに唐船と唐人の現況。四つめに以上のことを、江戸・長崎にすでに届け出たこと。長崎奉行からの指図にしたがって、長崎回送等の諸事を命じるつもりであることを述べている。佐土原藩が高鍋藩から提供された、漂着にいたる経緯と積荷についての唐人からの提出文書の写しは、次の通りである。

一破損船主彩士差出候書付写

廣東高州第壹号船船主彩士，在本港五月廿一日開駕，往長崎貿易，於六月廿日見山不知何處開頭向東駛，數日無山遇東風，又向西北駛瀨，至七月十五日見山又不知何地，及十六早東北風大作湧，大迫山不得頭開，本船慘遭打破，貨物隨風飄上山辺，本船原共七十八人內十五人被湧渰死，六十三人浮水上山求命，懇乞引至長崎，沾恩万代

原裝貨物開報

一白糖肆拾萬斤	一八糸緞五百端
一蘇木陸萬斤	一閃緞壹百端
一白鉛陸萬斤	一各色綾五百端
一牛皮參百領	一丁香（子）壹千斤
一各種藥材肆萬斤	一冰片肆拾斤
一藤糸弐千斤	一白調（紬）弐百端
一冷飯頭參萬斤	一絲線五百斤
一圓眼壹百箱	一白凡壹萬斤
一冰糖參萬斤	一良姜一万斤

以上各貨隨風飄在上下山辺，唐船之船主彩士自筆之写

すなわち本漂着船が広東省高州第1号船（船籍ではなく高州からの1号船の意），船主は許（『華異変態』）彩士であること。高州の港を5月21日に出航し、長崎に向かったが、6月20日に陸地を見失い、東へ向かった。数日陸地を発見できず、東風にあい、また西北に向かって航行した。7月15日によくやく陸地を発見したけれど、どこの土地かは不明であった。16日朝に、強い東北風が起り、浅瀬に乗りあげて操舵不能となり、船が破損し積荷も流されてしまった。本船には、78人の乗員がいたうちの15人が溺死し、残りの63人は上陸して助かった。長崎に護送して頂きたいと懇願している。

積荷は東南アジア産染料の蘇木や唐船の底荷となる大量の白糖・冰糖等の砂糖、数種類の生糸・絹織物商品。さらには良姜ほかの薬材など、同時期の広東船の積荷記録と比べても多種かつ多量である⁽¹²⁾。この積荷の品目・数量情報は、高鍋藩の記録（『元禄2年万覚』）に照らして、ほぼ正確に佐土原藩に伝わっている事が知れる。

次に、高鍋藩からの書簡の事実を確認する御礼の返書がある。ただし、唐船主書簡にある本船が広東高州船であること、積荷情報等の内容には触れていない。

一右御返札之写

猶以先日以使者御見廻申入候御札，被仰聞御懃勸之至存候以上

貴札致拝見候、貴様愈御堅固之由珍重存候、然者一昨日御報被仰聞候通、御領平田村江漂着之唐船大波ニ而致破損、唐人六十三人陸江上リ、十五人溺死之者有之由、唐人之死骸壱人寄來候而、残十四人今朝迄見得不申候、彼船主差出候國所并荷物之書付写、被下令拝見候、且又破船舳之方四五間程残、余者微塵碎、荷物船具等段々上申候、唐人者平田村百姓之家を明させ被入置、無恙罷在候由、右之趣江戸長崎江御注進被成候間、長崎ヨリ之御差団次第、諸事可被仰付候由御尤存候、御繁多之節、委細預示、被入御念候段悉存候、恐惶謹言

七月廿日

御名判

秋月長門守様御報

さらに8月2日に高鍋藩の家老からの飛札があり、それに対して3日には佐土原藩からのお見舞いの飛札が出されているけれど、残念ながら内容は記されない⁽¹³⁾。

4日には佐土原藩からの飛脚の還りの便で、高鍋藩から唐人・船具等を船で長崎に送ったとの報告を受けた。翌5日、御見舞いの飛札を遣わした。隣藩の佐土原藩としては、長崎護送の出発までは強い関心をもって頻繁に情報交換をしているけれど、出発した後は記録が見えない。唐船・唐人が隣藩にいる間は、情報を入手しておく義務があったと理解しておきたい⁽¹⁴⁾。

長崎回送について高鍋藩サイドの史料「拾遺本藩実録」をみると⁽¹⁵⁾、佐土原藩庁記録には、4日に長崎出航とあるけれど、実は4日に平田から陸路で美々津に移動し乗船し、出航は翌日5日のことであった。翌日の6日には高鍋藩は唐船出航のことを老中にお届けしている。つまり唐船が漂着したとのお届けだけではなく、出航のお届けもしているわけである。このように長崎へ向けて出航した唐船について、その後の回送途次の国送りの情報を、各藩が老中宛にお届けしていたのであろうか。次節で考えることにしたい。

さて、この回送船団は、8月24日に無事に帰郷した。翌25日には唐人の死骸を平田に埋葬している。26日には長崎へのお礼の使者を出し、27日には、唐人を無事に長崎に送り届けたことを幕府に報告している。

2. 長崎回送の唐船国送り情報

唐船が領内に漂着したときに、次のような情報のやり取りをした後に、長崎に回送される。

漂着唐船を発見したら、船籍・乗組員・積荷等を確認し、長崎奉行・江戸にお届け→隣藩にお知らせをする→長崎奉行から指示を受ける・回送途次の各藩に曳航の依頼をする

ここまで来たら長崎に回送することになる。前節で見たとおり、隣藩も早々に長崎奉行・江戸老中にお届けをしなければならなかつたわけである。ところが長崎回送の途次の各藩は、唐船曳航船団が自領を無事に通過したことのお届けをしなくてもよかつたのか、という疑問があつた。ここでは漂着唐船が長崎に回送される途次の各藩が、国送り情報を老中にお届けしていたことについて見ることにする。

史料は延岡藩の老中への御届控を用いる。先ずは、安政2年（1855年）に高鍋藩心見（現在の都農町）に漂着した唐船を長崎に回送するについて、通過の途次の延岡藩から老中へのお届である。

(内藤藩「御届之部」『宮崎県史』史料編近世2, 平成5年, 1036ページ)

一安政二乙卯年四月四日, 海防掛御用番久世大和守殿へ

左之届書差出

秋月佐渡守領内江漂着仕候唐船, 長崎表へ
 引送候由, 去ル二月十九日, 私領分日向國臼杵郡
 延岡沖合通船仕候処, 其後風並悪敷相成, 同夕
 領内嶋之浦江乘戻, 船繫, 滞船罷在候ニ付,
 番船附置, 入念警固仕候処, 翌廿日卯上刻, 同所
 出帆ニ付, 為案内漕舟等差出, 領分境迄見
 送り, 無滞通船相済候段, 在所家来之者ヨリ
 申越候, 此段御届申上候, 以上

四月四日 内藤能登守

秋月藩が, 領内に漂着した江南太倉州船を長崎に回送する途次, 2月19日に内藤藩領沖を通過した。ところが逆風のため, 夕刻に内藤藩領島の浦に乗り戻してきた。そこで延岡藩は番船を出して厳重に警護をし, 翌朝出帆の際に, 案内と恐らくは曳航の漕ぎ舟を差し出し, 滞り無く領分境まで見送ったとの報告をしている。このお届の日付は, 4月4日である。高鍋藩回送船団が長崎に到着(4月1日)し, 長崎奉行に無事に引き渡しを終えたとの情報が内藤藩に届いたのちに出されている。つまり無事に隣国領に曳き送ったから, 直ちに報告したというわけではなかったのである。

次に安政2年7月19日付の老中へのお届け控えである。飫肥の伊東氏領折生迫に漂着の唐船が長崎に回送されるに際して, 内藤藩領延岡沖合を通船につき, 曳舟を差し出し, 滞り無く領内を通過した事を届け出ている。(同上『宮崎県史』, 1037ページ)

一安政二乙卯年七月一九日, 海防掛御用番牧野備前守殿

江左之届書差出

伊東修理太夫様御領内江漂着仕候唐船, 長崎江御
 引送相成候由, 去月八日, 能登守領分日向國臼杵
 郡延岡沖合通船ニ付, 引船差出, 無滞通船相済(成: 県史)候
 旨, 従在所表申越候, 能登守旅中ニ付, 此段御届
 申上候, 以上

内藤能登守家來

七月十九日

岡本直吉

ここでも6月8日に内藤家領を通過するに際して, 引き船お加勢をしたことを, 長崎回送が済んでからお届けをしている。つまり延岡藩にとっては隣藩ではない飫肥藩に漂着した唐船が, 長崎に回送されるために延岡藩領を通過する際に, 延岡藩が曳舟を出して加勢をし, 無事に通船したことを老中にお届けしているわけである。この様に回送途次の各藩は, 老中宛に報告を義務付けられていたのである。

同じく内藤藩のお届け控え⁽¹⁶⁾のなかに, 大分毛利家から老中への文化6(1809)年3月29日付お届けの控えが残されている。文化5年12月4日に高鍋藩福島に漂着した寧波船を, 高鍋藩が長崎に回送したときのものである⁽¹⁷⁾。

文化六巳年三月廿九日，御用番
牧野備前守様江唐船漕出候
ニ付，御届書左之通
秋月佐渡守領内江漂着仕候
唐船，長崎表江引送候由，去月
七日，私領分豊後國佐伯沖合
通船仕候處，天氣相ニ付，領内
蒲江浦米水津浦，右兩所江
同十四日迄舟繫滯船仕，翌十五日
朝出船，領分境迄通船相済
申候，尤漕船等差出滯船
申者番船附置，入念警固
仕，聊相変儀無御座候段，在所
家來之者ヨリ申越候，此段御届
申上候 以上

三月廿九日

毛利美濃守

高鍋藩の記録によると，翌年正月21日に福島出船，2月6日に高鍋蚊口沖をとおり，3月2日に長崎に到着している。その途次に毛利家が無事に領分境まで案内したことを，老中に報告しているわけである。ところで，なぜ毛利家の公文書の控えが内藤藩にあるのだろうか。毛利家は内藤藩からの国送り唐船を引き継ぐ北の隣藩である。したがって，隣藩の内藤家に対しても唐船の曳航引継のことが係わるので，毛利家は老中へのお届け文書の写しを内藤家に対しても送り届けて，お互に齟齬なきようにしたと理解できる。

ここでは回送船団が3月7日に毛利家領に入ったけれど，天候が悪く滯船につき，15日に領内を出るまでの世話をしたことについてお届けしている。

このお届けの日付をみると，やはり高鍋藩による長崎回送が3月2日に終了した後の3月29日に出されていることがわかる。

むすび

漂着唐船情報について，これまで明らかにされてきたことは，唐船漂着地を領地としている藩がすべきこととして，次の四項目にまとめられる。①長崎・江戸にお届けの急飛脚を出す義務があり，②長崎奉行からは，回送等の指示を受ける必要があったこと。さらに③隣藩へのお知らせをしなければならなかったこと。④長崎回送の道筋の各藩への曳航等の依頼をしたことであった。一方，隣藩がすべきこととして，①漂着地藩からの報告の有る無しにかかわらず，長崎・江戸へのお届けが命じられていた。たとえば飫肥藩が，隣接の高鍋藩領福島に漂着した唐船情報を競って長崎に届け出していたので，高鍋藩はお届けの先後を気にし，飫肥藩に負けまいとしていたことが紹介されている。

小稿では、隣藩の義務と長崎回送途次の各藩が果たすべき役割を明らかにした。すなわち佐土原藩は、唐船漂着地高鍋藩に対して、当然の権利として情報の提供を要求していたこと。また漂着唐船情報を長崎奉行・江戸老中にお届けする際に、高鍋藩の事情（小丸川の増水）でお届けが遅れた言い訳までしている。したがって長崎奉行と幕府は、漂着地及び周辺各藩からの情報を併せ検討して、国禁を犯していないかを点検し得たのである。すなわち日向においては、漂着唐船情報を一刻も早くお届けしなければならないという緊迫したシステムができていたと言える。

また、漂着地高鍋藩からの隣藩へのお知らせのみならず、隣藩佐土原藩は本宗家鹿児島藩のほか、さらに隣藩の飫肥藩にも芋蔓式にお知らせしていた。

長崎回送の途次の各藩は、藩境まで無事に案内・曳航したことを老中に届け出なければならなかつた。ただし、この届は、長崎への回送が終えた頃に出されるものようである。また、藩送りの回送船団を引き継ぐ藩相互間での江戸への届けについての気づかいもあって、風待ち等の滞船のある場合には、お届けの控を隣藩に送り、幕府に対して齟齬なきように配慮していたと推察できる。

かくして、無事に長崎回送を終えた漂着地藩から提出された「唐船一切の義」（文化5年3月22日）¹⁷⁾、ならびに回送途次各藩からの国送り届出書の一セットが老中のもとにそろう。さらには長崎奉行からの報告とあわせると、漂着唐船に関する一連の（漂着唐船発見－救護・監禁－回送－長崎奉行への受け渡し－送還）すべての情報が、江戸にそろうこととなる。

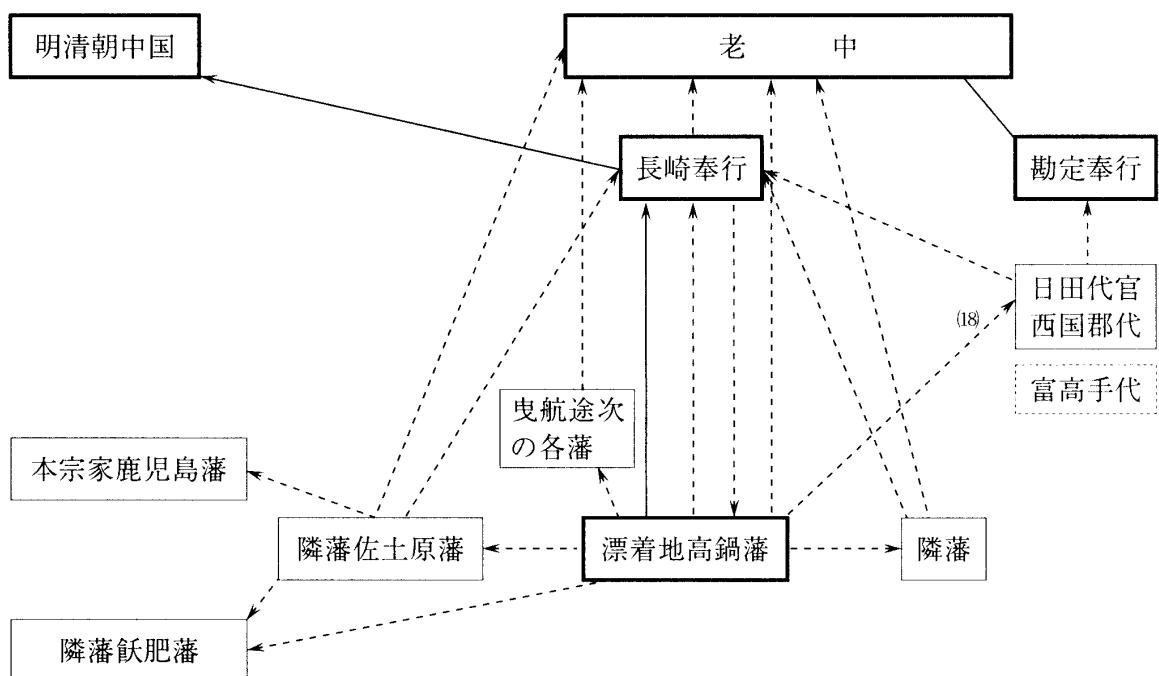


図1 高鍋藩漂着唐船関係情報の伝達システム
(黒木I掲載図に加筆・修正。なお加筆の余地ありと考える)
実線矢印は回送船団の移動。点線矢印は情報の流れ。

以上、縷々述べてきたところを図示すると、上記のようである。この東九州への漂着唐船についての情報管理システムを見る限りは、やはり「鎖国」の縛りを軽視することはできない。

註

- (1) 赤嶺守・西里喜行「第7回中琉歴史関係国際学術会議参加報告」『歴代寶案研究』第10号、1999年3月。1998年中琉関係史学会の懇切な紹介。
- 史学会例会（平成11年7月24日）、シンポジウム「近世東アジアにおける漂流民と国家」では、東アジア漂流民送還体制の荒野泰典、中日間の松浦章、琉日間の真栄平房昭、日朝間の池内敏、朝琉間の小林茂等が一堂に会しての壮大なスケールでの議論が行われた。
- 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』（岩波書店、1997年）。
- 紙屋敦之『大君外交と東アジア』（吉川弘文館、1997年）。
- 山本博文『鎖国と海禁の時代』（校倉書房、1995年）。
- 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、1988年）。
- 中村 賢編著『長崎奉行所関係文書調査報告書』（長崎県教育委員会、1997年）。
- 中村 賢「漂着唐船の長崎回送規程と実態－日向漂着船の場合」『近世近代史論集』（吉川弘文館、1990年）。
- 劉序楓I 「從清朝對日本海難難民的遣返來看清代中日關係（1644–1861）」『何石・金昌洙教授華甲紀念史學論叢』（ソウル汎友社、1992年）。
- 劉序楓II 「清日貿易の洋銅商について—乾隆～咸豐期の官商・民商を中心に—」『九州大学文学部東洋史論集』第15号。
- 黒木國泰I 「漂流・漂着船史料からみた17・18世紀環シナ海地域システムと鎖国体制」『宮崎女子短期大学紀要』25号、1999年。
- 黒木國泰II 「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(1)(2)」『宮崎女子短期大学紀要』23, 24号、1997年、1998年。
- 黒木國泰III 「安政2年折生迫漂着江南沙汰寿商船について上下」『宮崎女子短期大学紀要』21, 22号、1995年、1996年。
- 黒木國泰IV 「元文6年佐土原漂着の乍浦出し『暹羅船』－近世日向における中国漂着船－」『宮崎県地方史研究紀要』20輯、1994年。
- (2) 日本サイドの史料索引として便利な対外関係史総合年表編集委員会『対外関係史総合年表』（吉川弘文館、1999年）のほか、次のものがある。
- 小林茂・松原孝俊・六反田豊「朝鮮から琉球へ、琉球から朝鮮への漂流年表」『歴代宝案研究』第9号、1998年）。
- 池内 敏『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店、1998年）
- 上原兼善編著『朝鮮通信使および東アジアの漂流民をめぐる諸問題』（文部省科学研究費補助金研究成果報告書、1998年）。
- 岩崎宏之編著『沖縄の歴史情報研究』（文部省科学研究費補助金研究成果報告書、1998年）。同CD-ROM版研究成果報告書10巻（文部省科学研究費補助金研究成果報告書、1998年）。
- 金指正三『近世海難救助制度の研究』（吉川弘文館、1968年）。
- 荒川秀俊『日本漂流・漂着史料』（地人書館、1962年）。
- なお松浦 章氏の一連の業績は、石井正敏・川越泰博編『増補改訂日中・日朝関係研究文献目録』

(国書刊行会, 1996年) を参照。近業については「中国帆船の航海記録」(『東西学術研究所紀要』32, 1999年) 及びその注を参照。

- (3) ロナルド・トビ『近世日本の国家形成と外交』(創文社, 1990年)。

荒野前掲書ほか。

- (4) ただし、元文6(1741)年鹿児島藩の支藩の佐土原藩漂着唐船、享和元(1801)年飫肥藩漂着唐船が薩摩廻しとなったこと、不明ながらも陸路をとったとみえる享和3(1803)年2月福島漂着唐船の三つの例外がある。①は薩摩藩の特例、②も薩摩がらみのもの。③は無人の空船。

- (5) 中村質222ページ

- (6) 黒木Ⅱ「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(1)(2)」このほか人質の問題等もある。

- (7) 佐土原藩の藩序日記(『宮崎県史料第6卷佐土原藩嶋津家日記(2)』)のなかに、高鍋藩とのやりとり書簡の写し等の詳しい記録がある。本日記の記載内容は、全体的には「形式的で具体性に乏しい」(同刊本に付される野口逸三郎氏の解題)にもかかわらず、隣藩漂着唐船に対して非常な関心をもって記録している。したがって、本史料から、唐船漂着地の隣藩が、いわば他人ごとではなかったことが知れる。

- (8) この節は黒木Ⅲ「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(1)」を参照。

幸い、高鍋藩の記録「本藩実録」「拾遺本藩実録」「続本藩実録」「続々本藩実録」「藩尾録」が、幕藩体制期—明治初年までを通して完備している。

いずれも藩の公的記録をベースに、家老クラスの藩臣の記録で補った編年記録である。したがって、唐船漂着という重大事を書き漏らさずに網羅している。とともにその内容についても信憑性が高いとみてよい。それぞれについて、編者・完成年等について記すと、「本藩実録」全7巻は、藩校・明倫堂教授の大塚觀瀬の編。寛政9年(1797)に成っている。その内容は、秋月氏始祖より六代種美の宝暦10年(1760)までを記す。

次の「拾遺本藩実録」全11巻は、書名の通り「本藩実録」の闕を補うものである。明倫堂教授横尾敬の編。慶応3年になる。「本藩実録」が要約しすぎる嫌いがあるのに対して、「拾遺本藩実録」は、原文書に忠実な姿勢をとっている。しかし残念ながら貞享元年(1684)から宝暦10年までの記録にとどまる。「続本藩実録」全22巻は、藩命により同じく横尾敬が編纂。慶応元年になる。「本藩実録」を継ぐ宝暦11年から第10代種殷の安政元年まで、94年間の編年記録である。

- (9) 前掲『宮崎県史料第6卷佐土原藩嶋津家日記(2)』7月28日に

一長崎江差越候飛脚宮田市郎兵衛・成合平兵衛帰着、御報持參之、御報之写

去十八日之御飛札、今日到来致拝見候、然者秋月長門守殿領内平田と申所之平浜江、唐船壹艘致漂着候、折節甚敷風雨ニ付、致破船唐人六拾人余陸江上候、其外死人も十人余御座候、積荷物舟具等并死骸、漸彼浜江寄來候様子、可為商船之由、被及聞召候旨承届候、如仰從長門守殿、昨日有增申來候、恐惶謹言

七月廿三日 宮城主殿 在判

川口源左衛門 在判

嶋津式部少輔様貴報

とある。

- (10) 前掲『宮崎県史料第6卷佐土原藩嶋津家日記(2)』元禄2年7月18日の条に

一鹿児嶋御家老中江，右破損船の儀付，殿様ヨリ御書被遣之，并御家老中ヨリも書状被進之飛脚

一伊東出雲守〔祐実〕様江右同断付，為御注進飛札被遣之，飛脚中嶋藏之助

(11) 同前『宮崎県史料第6卷佐土原藩嶋津家日記(2)』元禄2年7月18日に

一右唐船破損付，御領内高鍋境々宮崎境目迄，浜辺江浮荷物唐人死骸等自然流來候者，如在二仕間敷由，郡奉行御船奉行江被仰渡之，御船所役人老人浜江差越為檢者，步行御目付谷山源右衛門・橋口佐兵衛・金丸分平差越

21日に

一去十八日浜辺江差越候歩行御目付，谷山源右衛門・橋口佐兵衛・金丸分平罷帰，唐人死骸并荷物等一も上り不申候，死骸老人浜辺江有之候得共，日本人死骸相究候，其外少も別条無御座候通，御家老中江相達之

(12) 中村 賢「漂着唐船の長崎回送規定と実態」『近世近代史論集』(吉川弘文館，1990年)。

(13) 前掲『宮崎県史料第6卷佐土原藩嶋津家日記(2)』元禄2年8月2日に，

一高鍋御家老中ヨリ，此方御家老中江飛札到来，則返事有之，右書状写（原書記録ナシ）
3日に，

一高鍋御家老中江，先月彼御領内平田浜ニ而，異国船令破損候付，則為御見舞，御老中ヨリ飛札被遣之，飛脚前田助左衛門

とある。

(14) 同前『宮崎県史料第6卷佐土原藩嶋津家日記(2)』元禄2年8月4日に，

一高鍋江昨晚差越候飛脚前田助左衛門帰着，先月於彼御方令破船候唐人并船具，今日船ニ而，長崎之様〔ニ〕御送被成候由申来

同5日に，

一秋月長門守様江，先月彼御領内平田浜ニ而令破船候異国人并船具等，昨四日長崎之様ニ船ニ而御送被成候由申来候付，為御見舞御飛札被遣之，飛脚南条藏左衛門

一高鍋江差越候飛脚帰着，御報持參

とある。

(15) 「拾遺本藩実録」元禄2年

8月朔日 坂田喜左（右）衛門，長崎ヨリ帰ル，唐人并荷物船かす迄送り被遣候様，御差図之由

4日 唐人平田出立つ，美々津ヘ参ル

5日 唐人乗り船出船，唐船大帆柱其外船かす積廻し，唐船乱道具積船6艘

6日 唐船出船，御老中へ御届飛脚被差立

24日 隅江五郎左衛門，初長崎ヨリ帰

25日 唐人死骸5ツ，塩漬ニ而平田高き所，並埋被仰付，引導海桃外ニ出家兩人

26日 堤友之丞，唐人并荷物引渡相済ニ付，御使者長崎へ被遣

(16) 明治大学刑事博物館所蔵内藤家文書。

(17) 福島都井に寧波船漂着について，『宮崎県史料第4卷高鍋藩続本藩実録（下）』（宮崎県立図書館，昭和53年3月）

文化5年（1808）12月4日 大清国浙江省寧波府商船壹艘都井黒井江漂着、水取度様子ニ付上陸差留、水差遣候段、福嶋ヨリ申来
 5日 唐船漂着ニ付、奉行内田主水・者頭大塚太一郎先勢御人数出立
 6日 家老手塚源太夫初惣御人数、福嶋江出立

文化6年（1809）正月21日 去ル19日唐船福嶋出帆、出帆之節先年ハ陸路ヨリ長崎江御案内在之来、此度ハ飛脚不差立、不及其儀趣ニ付
 長崎江被送候唐船、蚊口沖通船
 3月13日、去2日夕 唐船長崎江着、唐人共引渡相渡済候段申来
 21日 長崎唐船引送候人数帰宅、福嶋ヨリ差出候引船ハ長崎ニ而暇差出、薩州地ヨリ去ル13日帰船
 22日 唐船漂着一切之義、2月17日江戸ニ而御届在之

文化5年12月4日に、福島の都井岬に寧波商船が漂着し、水を求めている様子なので、上陸を差し止めて水を与えた旨、福島郡代から報告があった。ここでは隣藩お知らせ等の記述が見えないけれど、当然なされたものと見なければならない。また、長崎から薩州回りで帰着したのちに、江戸老中に唐船のこと…切について、お届けをしている。

これが一般的であるのならば、江戸へは漂着唐船発見のお届けと、唐船回送が終了した後のお届けの2回のお届けがなされたことになる。

(18) 福嶋への空船の唐船漂着について、長崎と日田代官所に飛脚を出して届け出ている。また隣藩へも、急ぎ連絡している。

享和3（1803）年正月晦日 御崎之鼻一里程沖ヘ、唐船漂流之段、福嶋ヨリ申来
 閏正月三日 福嶋市木石波浜江、唐船一艘流來、帆柱三本之内、一本伐折、
 人影も見へ不申、空船之段申来り、隈江藤太夫并者頭ヨリ足
 軽迄、数十人福嶋江今晚出立、右流船之義ニ付、長崎・日田
 へ飛脚差立、御隣家江も御知急便差立

なお、幕府領への漂着唐船については、別稿を用意している。

（小稿は、文部省科学研究費補助金基盤研究C「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究」代表黒木國泰の成果の一部である。）

[1999年11月30日 受理]